

# ゆい企画（就労移行支援・就労継続支援 B 型）重要事項説明書

この重要事項説明書は当事業所と利用契約を希望される方に対して「社会福祉法」第 76 条及び第 77 条「東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年東京都条例第 135 号）「東京都障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年東京都条例第 155 号）の規定に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

## 1. サービスを提供する事業者の概要

|                   |   |
|-------------------|---|
| 事業者名称             | 特定非営利活動法人 TRY 福祉会   |
| 代表者氏名             | 理事長 金杉 和夫   |
| 所在地               | 東京都杉並区成田東 5-15-21 成宗マンション 1 階   |
| 電話番号              | 03-3220-7880  |
| FAX 番号            | 03-3220-7895  |
| 法人設立年月日           | 平成 20 年 7 月 15 日  |
| 事業者が設置する<br>他の事業所 | 相談支援事業所ゆい企画<br>（指定計画相談支援 杉並区指定番号 1331502094 平成 25 年 4 月 1 日指定）<br>ゆい企画（就労定着）<br>（就労定着支援 東京都指定番号 1311502908 平成 30 年 5 月 1 日指定） |

## 2. 事業所の概要

### （1）就労移行支援

|                   |   |
|-------------------|---|
| 事業の種類             | 就労移行支援  |
| 東京都指定事業所番号        | 1311501330  |
| 開設年月日             | 平成 26 年 2 月 1 日   |
| 事業所の名称及び<br>所在地   | ゆい企画(就労移行)<br>東京都杉並区成田東 5-15-21 成宗マンション 1 階                               |
| 電話番号              | 03-3220-7880  |
| FAX 番号            | 03-3220-7895  |
| 管理者               | 沢口 久美子  |
| サービス管理責任者         | 沢口 久美子  |
| 通常の事業実施地域         | 杉並区   |
| 主たる対象者            | 精神障害者   |
| 定員                | 10 名  |
| 事業所の営業日<br>及び営業時間 | 月曜日から金曜日 午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分<br>但し、国民の休日及び 12 月 29 日から 1 月 4 日を除きます。 |

(2) 就労継続支援 B 型

|                |   |
|----------------|---|
| 事業の種類          | 就労継続支援 B 型  |
| 東京都指定事業所番号     | 1311501330  |
| 開設年月日          | 平成 21 年 4 月 1 日   |
| 主たる事業所の名称及び所在地 | ゆい企画<br>東京都杉並区成田東 5-15-21 成宗マンション 1 階                                     |
| 従たる事業所の名称及び所在地 | ゆい企画 (2)<br>東京都杉並区成田東 5-17-14 メゾンド石原 101 号室                               |
| 電話番号           | 03-3220-7880  |
| FAX 番号         | 03-3220-7895  |
| 管理者            | 沢口 久美子  |
| サービス管理責任者      | 沢口 久美子  |
| 通常の事業実施地域      | 杉並区   |
| 主たる対象者         | 精神障害者   |
| 定員             | 40 名  |
| 事業所の営業日及び営業時間  | 月曜日から金曜日 午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分<br>但し、国民の休日及び 12 月 29 日から 1 月 4 日を除きます。 |

3. 事業の目的及び運営方針

|       |   |
|-------|---|
| 事業の目的 | 就労移行支援及び就労継続支援 B 型の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な事業の提供を行います。  |
| 運営方針  | <p>就労移行支援では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労を希望する 65 歳未満の利用者であって、通常の事業所に雇用されるのが可能と見込まれる方に対して、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。</p> <p>就労継続支援 B 型では、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労の機会の提供・生産活動その他の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練の他、利用者に必要な訓練を行います。</p> <p>その他、運営に関して以下のことを方針としています。</p> <p>1) 時代や地域のニーズを的確にとらえながら利用者に必要な支援を行います。当事業所だけで支援を抱え込まずに地域との結びつきを重視し、関係機関との密接な連携に努めより総合的な支援を目指します。</p> <p>2) サービスの内容を明確にし、個別支援計画に基づいたきめ細かい支援を行います。</p> <p>3) 利用者に安定した支援を提供するために、関係法令等を遵守し、健全で安定した施設経営を行います。</p> |

4. サービスに係る施設・設備・職員体制

主たる事業所 ゆい企画 (就労継続支援 B 型・就労移行支援)

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 建物の構造 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造 14 階建て 1 階部分 |
| 延べ床面積 | 276.41 m <sup>2</sup>     |

|    |  |
|----|--|
| 設備 | 訓練室 多目的室（訓練室を兼ねます）相談室（訓練室を兼ねます）<br>事務室・その他（トイレ・喫煙室・洗面所等） |
|----|--|

主たる事業所の職員体制

\*各月の従業者体制につきましては、別途事業所内に名簿を掲示いたします。従業者の配置は、東京都条例第 135 号に定められた人員基準を遵守しています。

| 職種        | 人員数 | 職務内容   |
|-----------|-----|--|
| 管理者       | 1 名 | 従業者及び業務の管理、就労継続支援 B 型の運営に係る指揮命令を行います。              |
| サービス管理責任者 | 1 名 | 個別支援計画作成、利用申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。 |

上記の他に事業ごとに職員を配置しています。

就労移行支援

| 職種    | 人員数   | 職務内容   |
|-------|-------|--|
| 職業指導員 | 1 名以上 | 生産活動等作業訓練の提供や就労に必要な知識及び能力の向上等の提供を行います。                       |
| 生活支援員 | 1 名以上 | 日常生活上の支援・相談等の提供を行います。レクリエーション等を実施し、利用者が自立した日常生活をおくれるよう支援します。 |
| 就労支援員 | 1 名以上 | 就労先の開拓、職業評価、職場実習の実施、求職支援の他、就職後の 1 年間の定着支援を行います。              |

就労継続支援 B 型

| 職種        | 人員数   | 職務内容   |
|-----------|-------|--|
| 職業指導員     | 1 名以上 | 生産活動等作業訓練の提供や就労に必要な知識及び能力の向上等の提供を行います。                       |
| 生活支援員     | 1 名以上 | 日常生活上の支援・相談等の提供を行います。レクリエーション等を実施し、利用者が自立した日常生活をおくれるよう支援します。 |
| 目標工賃達成指導員 | 1 名   | 工賃向上に向けて、取引先の拡大・調整等に取り組みます。                                  |

従たる事業所 ゆい企画（2）

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 6 階建て 1 階部分 |
| 延べ床面積 | 132 m <sup>2</sup>    |
| 設備    | 訓練室・その他（トイレ・洗面所等）     |

従たる事業所の職員体制

\*各月の従業者体制につきましては、別途事業所内に名簿を掲示いたします。従業者の配置は、東京都条例第 135 号に定められた人員基準を遵守しています。

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 職業指導員 | 1 名以上 | 生産活動等作業訓練の提供や就労に必要な知識及び能力の向上等の提供を行います。 |
|-------|-------|--|

## 5. 職員の勤務体制

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 各職種の正規の勤務時間帯 | 午前9時30分から午後5時30分 |
|--------------|------------------|

## 6. 事故発生時の対応

事業者は事故が発生した際は、東京都・杉並区及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

万が一の事故に備えて下記の損害保険に加入しております。事故発生時の保険についてのご相談はゆい企画職員にお声かけください。

|       |  |
|-------|--|
| 保険会社名 | 契約者：東京都社会福祉協議会 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社   |
| 保険の種類 | 社会福祉施設損害保険（①施設損害賠償責任保険 ②施設サービス利用者傷害保険）   |
| 保険の内容 | ① ゆい企画のサービス利用中に第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負う場合 対人：6,000万、対物：1,000万を限度に補償されます。<br>② ゆい企画のサービス利用中（申請されたルートでの通所・帰宅中も含まれます）に事故等によりけがをした場合に保険金が支払われます。<br>通院保険金日額：400円 入院保険金日額：610円<br>死亡・後遺障害保険金：1,100,000円（後遺障害は4%から100%） |

## 7. 非常災害時の対応

|        |   |
|--------|---|
| 非常時の対応 | 管轄の杉並消防署の指導の下、消防計画を作成し、法令を遵守して対応します。                  |
| 訓練     | 年に2回避難・防災訓練を利用者も参加して実施します。                            |
| 消防計画等  | 届出内容及び防火管理責任者については、別途施設内に掲示しております。                    |
| 保険加入   | 火災保険<br>保険会社 セコム損害保険株式会社<br>傷害保険 上記6の事故発生時の対応をご覧ください。 |

## 8. 協力医療機関

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人社団 地精会 金杉クリニック       |
| 所在地     | 東京都練馬区東大泉 1-37-13 和田第2ビル |
| 電話番号    | 03-5905-5511             |
| 診療科     | 精神科・心療内科                 |

## 9. 緊急時の対応

利用者の病状急変時等の緊急時には、必要に応じて別紙にて記載いただく、かかりつけ医・関係機関・緊急連絡先等に連絡し、対応いたします。

## 10. サービスの内容

### 訓練等給付費対象サービス 就労移行支援・就労継続支援 B 型共通サービス

\*サービスの提供は個別支援計画に基づいて行います。

| サービスの種類  | サービスの内容   |
|----------|---|
| 施設外就労    | 就労能力の向上、工賃の向上を目的とし、個別支援計画に基づき利用者と職員でグループを作り、企業から請け負った作業を当該企業内で行います。<br>*上記の生産活動については、別途個別に契約書を交わし工賃を支払います。  |
| 施設外支援    | 一般就労に向けた、就労能力の向上、工賃の向上を目的とし、個別支援計画に基づき年間 180 日を限度とし、求職活動、企業内での職場実習、利用者の状態に合わせた委託訓練等、施設外での多様な支援を行います。<br>*当該支援において工賃が発生する場合は、別途個別に契約書を交わし工賃を支払います。 |
| 就労訓練等    | 個別支援計画に基づき、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、実習先企業等の紹介、求職活動支援、職場定着支援を行います。   |
| 訪問支援     | 症状の悪化等により、事業所の利用ができなくなった方や生活上の支援が必要な場合は、あらかじめ、利用者または家族の同意を得て、訪問による相談支援を行います。  |
| 生活訓練     | 利用者の生活の質・生活能力の向上を目的とし、個別支援計画に基づきレクリエーションや生活講座等を提供します。   |
| 相談および援助等 | 利用者が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、関係機関と連携しながら適切な相談・助言・援助等を行います。また、事業所のサービスを提供するうえで必要な相談・助言・援助等を行います。   |

### 訓練等給付費対象外サービス

| サービスの種類       | サービスの内容・金額   |
|---------------|--|
| 食事サービス        | 希望される方に昼食の提供を行います。1食 250 円となります。お申し込み後のキャンセルについては、別途定める「食事サービスに関する事項」に基づきキャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。<br>食事の提供時間は 12 時から午後 2 時までとなります。 |
| 日常生活上必要となる諸経費 | 利用者の日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものに係る費用の実費をいただきます。   |
| 生活訓練等に係る諸経費   | レクリエーション等生活の質の向上を目的とした様々な体験を得る機会の提供に要する費用で、負担していただくことが適当であるものに係る費用の実費をいただきます。費用が発生する際は、前もって利用者の同意を得ることといたします。                      |
| その他           | サービス提供記録等のコピー・プリントを希望される場合は、実費をいただきます。   |

#### 前項以外の就労移行支援の訓練等給付費対象サービス

| サービスの種類          | サービスの内容  |
|------------------|--|
| 就労移行支援計画の作成      | 利用者の就労に向けた目標を達成するために、利用者の同意の上で個別支援計画を作成します。少なくとも3か月に1回計画の見直しを行います。   |
| 生産活動その他の活動の機会の提供 | 利用者の就労の能力の向上のため、個別支援計画に基づき、作業訓練を提供いたします。<br>*上記の生産活動については、別途定める「ゆい企画工賃規定」に基づき工賃を支払います。<br>就労の能力の向上のため、講座等の提供を行います。 |

#### 前項以外の就労継続支援 B 型訓練等給付費対象サービス

| サービスの種類         | サービスの内容  |
|-----------------|--|
| 就労継続支援 B 型計画の作成 | 利用者の目標を達成するために、利用者の同意の上で個別支援計画を作成します。少なくとも6か月に1回計画の見直しを行います。                                 |
| 就労の機会の提供及び生産活動  | 個別支援計画に基づき、作業を提供いたします。<br>(1) クリーニング<br>(2) 内職<br>*上記の生産活動については、別途定める「ゆい企画工賃規定」に基づき工賃を支払います。 |

#### 1 1. 利用料金

訓練等給付費による就労移行支援及び就労継続支援 B 型サービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費の給付を区市町村から直接受け取る「代理受領」を行い、利用者には就労継続支援 B 型に係る利用者負担額を翌月 20 日に事業者から請求し、利用者は請求のあった月の末日までにお支払いただきます。利用者負担額については、市区町村から発行される「障害福祉サービス受給者証」をご確認ください。訓練等給付費対象外サービスについては、食事サービスについては、翌月 20 日（工賃支給日）にお支払いただきます。その他の実費負担については、発生の都度お支払いただきます。

#### 1 2. 虐待の防止について

本事業所では、虐待防止のための体制を整備するとともに、利用者に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定 [虐待防止に関する責任者] 脇山 裕子
- ② 職員に対する虐待防止を啓発するための研修
- ③ 成年後見制度の利用支援
- ④ 苦情解決制度の整備

### 13. 個人情報の保護について

本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という）は、業務上で知りえた利用者及び家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後においても継続します。また、本事業所は、従業者等に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、事業者と従業者等の間で契約を交わします。

### 14. 利用者の記録及び情報の管理

本事業所では、関係法令に基づき利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保管期間は、契約終了後5年間です。利用者は、事業者に対して保管されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の請求を行うことができます。複写等にかかる費用は実費をいただきます。

### 15. 要望・苦情・虐待防止に関する相談窓口、解決の体制及び手順

① 苦情等は法人の定めにより適切に対応します。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 受付担当者<br>吉岡 淳志<br>脇山 裕子  | 東京都杉並区成田東5-15-21 成宗マンション1階<br>電話番号 03-3220-7880<br>FAX 番号 03-3220-7895 |
| 苦情解決責任者<br>管理者<br>沢口 久美子 | 受付時間 午前9時半から午後5時半  |

#### ② 行政機関の窓口

|   |  |
|---|--|
| 苦情・相談のお問い合わせ<br>杉並区<br>保健福祉サービス苦情<br>調整委員 | お問い合わせ窓口：杉並区保健福祉部管理課 保健福祉支援担当<br>東京都杉並区阿佐ヶ谷南1-15-1<br>電話番号 03-3312-2111 FAX 番号 03-3312-2197<br>受付時間 平日 午前8時半から午後5時 |
| 虐待に関するお問い合わせ<br>杉並区虐待通報・届出<br>専用電話        | 杉並区役所 障害者施策課（通報・届出専用電話）<br>電話番号 03-5307-0783 FAX 番号 03-3312-8808<br>受付時間 平日 午前8時半から午後5時                            |

③ 社会福祉法第83条に基づき東京都社会福祉協議会に設置されている「福祉サービス運営適正化委員会」でも苦情・相談をすることができます。上記①②で解決しないご相談、身近な相談窓口以外でご相談されたい時にも対応しています。

|   |
|---|
| 福祉サービス運営適正化委員会<br>東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階<br>電話番号 03-5283-7020（専用電話） FAX 番号 03-5283-6997<br>E-mail kaiketsu@tcsw.tvac.or.jp |
|---|

受付時間 平日 午前9時から午後5時

#### 16. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

|                |   |
|----------------|---|
| 設備・器具の利用       | 事業所内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。  |
| 飲酒・喫煙          | 事業所内での飲酒は禁止です。また、酒気を帯びた状態でのご利用は固くお断りしております。喫煙は、喫煙所のみで、休憩時間をお願いします。  |
| 貴重品の管理         | 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。   |
| 宗教活動・政治活動・営利活動 | 利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者・職員に対する宗教活動・政治活動・営利活動はご遠慮ください。   |
| その他            | 就労移行支援及び就労継続支援B型のサービスを受けるために以下のことをご確認ください。<br>① 主治医の指示のもと必要な治療を継続してください。また、主治医・医療機関が変更となられた場合、治療方針等が変わることがありますので、必ず職員にお知らせください。<br>② 週に1回2時間以上プログラムに参加をしてください。難しい場合は、職員が参加できるように支援をいたしますので、ご相談ください。<br>③ 3か月以上ご利用のない場合には、契約終了（退所）となります。 |

#### 17. 重要事項説明の年月日

上記内容について、本書面に基づき重要事項の説明をいたしました。

|                 |          |
|-----------------|----------|
| この重要事項説明書の説明年月日 | 平成 年 月 日 |
|-----------------|----------|

#### <事業者>

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 所在地   | 東京都杉並区成田東5-15-21  |
| 法人名   | 特定非営利活動法人 TRY 福社会 |
| 代表者名  | 理事長 金杉 和夫         |
| 事業所名  | ゆい企画              |
| 説明者氏名 | 印                 |

上記内容の説明を事業所から確かに受け、同意しました。

#### <利用者>

|    |  |
|----|--|
| 住所 |  |
| 氏名 |  |